



愛知県教育委員会教育長 様

2017年12月25日

公立高校の校則等を「受験生への学校紹介、案内」、「学校ホームページ」等で公開する事等を求める請願

住所

氏名

宮崎邦彦

1 請願の経過、趣旨

(1) 2017年12月知る。

大阪府教委は（茶色頭髮を黒く染めるよう強要訴訟を受け）19日の府議会教育常任委員会で、全府立高校（154校）の校則についてホームページでの公開を検討していることを明らかにした。校則の内容で、人権侵害が起きたということに対する対応ということである。

(2) 校則は、受験生にとって、学校選択の条件になるということでもある。学校選択のための情報である。公開されることが当然である。

(3) 「ブラック校則」の（見直し）取り組みということが報道された。「校則」の中には、人権侵害等あるのではないかという見直しである。高校の校則に対して、住民としてその信を問いたいということである。

(4) 請願者は、県立高校の、生徒指導のきまり「内規」に対して、問題点を指摘したことがあり、1年後に、あらためられたことがある。

2 請願事項

- 1 「校則」を、学校ホームページで公開する事。
- 2 「校則」を受験生に対して文書にて知らせる事。
- 3 「校則」に準ずる、学校の決まりも公開する事。